

1 団体申請の要件

- 団体共通の内部規程、格付規程による管理が行なわれている生産者組織・団体、地域の生産者部会等が有機 JAS 認証を取得する場合は該当します。
- 2 軒以上の農場で組織を構成していること、格付・出荷を行う集出荷施設などで、集約して有機農産物の出荷を行うことを基本としています。
- 書類・記録の取りまとめ、生産行程の検査と格付出荷の管理を行なう、団体事務局が申請を行なうことが必要です。
- 団体として有機 JAS マークを付けて出荷する品目を特定して、有機 JAS 認証を取得します。認証を取得した団体は、認証書に記載される品目にのみ有機 JAS マークを付けて出荷することができます。
- 団体認証を取得すると、団体共通のパッケージ、ブランド名などでの格付出荷を行なうことができます。
- 団体の名義で出荷する有機農産物については、団体事務局が品目と数量を把握できるように、組織の体制が整備されていることが基本となります。

2 サンプルングによるほ場の確認

(有機農産物と有機飼料に限る)

- 団体認証を取得した場合、以下の条件を満たす組織については、サンプルングを利用したほ場確認ができるものとする。
 - ・ 団体事務局が全てのほ場に対し、年一回以上の内部監査を実施していること。
 - ・ 内部監査では、ほ場の有機的管理の状況、保管施設における農産物や肥料等の区分管理の状況、収穫された農産物の保管・調整などの管理、出荷の管理状況等が、規格を満たしていることを確認すること。
 - ・ 内部監査では、ほ場の管理者が行っている管理の状況について、「内部規程」「格付規程」に基づく管理が実施されていることが、ほ場の管理者が作成した記録から確認できること。
 - ・ 内部監査は、有機 JAS 指定講習会を受講修了した者が実施していること。
 - ・ 内部監査を行う者は、自分自身が管理しているほ場の内部監査は行わず、別の適切な者から監査を受けていること。
 - ・ 内部監査において、不適合が発見された場合には、原因究明、即時是正措置、再発防止策を適切に行い、行った対応を記録しておくこと。
 - ・ 内部監査の実施方法について、規程に具体的に定めていること。
- サンプルングするほ場の数は、少なくとも 10 又は総ほ場枚数の平方根の多い方の数以上とし、団体の持つリスクに応じて決定する。
- サンプルングで選択されたほ場と、そのほ場に関連する施設について、検査員を派遣して実地検査を行う。
- 検査により、内部監査が十分に実施されていないことが判明した場合には、団体事務局に対する不適合として指摘するとともに、圃場の全数検査を実施する。

3 構成農場の追加・ほ場の追加

(別表 10 「変更確認検査」 関連)

- 団体がその構成農場を追加する場合には、追加される農場それぞれの規模に基づく「A 構成農場の規模による金額」に、変更後の構成農場数を元に算出する「B 事務局審査料（構成農場数による換算）」を加えて、「変更確認検査」における「認証基本手数料」の計算の基礎とする。
- 団体を構成する農場が、認証ほ場を追加する場合には、変更後の申請面積に基づく「A 構成農場の規模による金額」に、変更後の構成農場数を元に算出する「B 事務局審査料（構成農場数による換算）」を加えて、「変更確認検査」における「認証基本手数料」の計算の基礎とする。
- 構成農場の追加・ほ場の追加にともなって、認証書に記載する品目に追加がある場合には、「認証基本手数料」の計算に「C 認証書に記載する認証品目（有機 JAS 格付対象品目）」の金額を加算する。